

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年12月24日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
第一音楽室エアコン交換修繕
- 2 履行（納品）場所  
保土ヶ谷区仏向町 1167-2  
橘中学校
- 3 契約日  
令和6年9月13日
- 4 履行日又は履行期間  
令和6年9月13日から令和6年9月27日
- 5 契約金額  
1,551,550円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市港北区高田東四丁目 11番 21号  
有限会社佐藤工業所
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
橘中学校にて第一音楽室のエアコンが基盤故障により冷風が出なくなりました。暑い日が続く中授業に支障があるため緊急契約にて修繕を行いました。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿に登録のある会社であり、迅速な対応ができることから選定しました。
- 9 所管課  
教育委員会事務局施設部教育施設課